

京丹後市 避難所・避難場所一覧（峰山町版）

平成31年3月 改訂



◎指定緊急避難場所（風水害）

緊急

台風、大雨災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。

お住まいの地域	施設の名称	所在地
元町、1区～18区、石丸、赤坂	峰山小学校（体育館）	峰山町不断 1
	峰山地域公民館	峰山町杉谷 1030
安、西山、小西、菅、新治	いさなご小学校（体育館）	峰山町安 9
二箇、久次、五箇、鱒留	峰山林業総合センター	峰山町五箇 44-1
長岡	長岡小学校（体育館）	峰山町長岡 60
新町、荒山	峰山中学校（体育館）	峰山町荒山 88
	荒山区公民館 新館	峰山町荒山 1255
内記、丹波、矢田、橋木	丹波体育館	峰山町丹波 560



◎指定緊急避難場所（地震）

緊急

地震災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。

お住まいの地域	施設の名称	所在地
元町、1区～18区、石丸、赤坂	峰山小学校（体育館）	峰山町不断 1
安、西山、小西、菅、新治	いさなご小学校（体育館）	峰山町安 9
二箇、久次、五箇、鱒留	五箇体育館	峰山町五箇 1
長岡	長岡小学校（体育館）	峰山町長岡 60
峰山町全域	峰山中学校（体育館）	峰山町荒山 88
新町、荒山	荒山区公民館 新館	峰山町荒山 1255
	しんざん小学校（体育館）	峰山町荒山 1300
内記、丹波、矢田、橋木	丹波体育館	峰山町丹波 560

◎指定緊急避難場所（大規模な火災）

緊急

大規模な火災が発生した時の一時的な避難場所です。

お住まいの地域	施設の名称	所在地
元町、1区～18区、石丸、赤坂	峰山小学校（グラウンド）	峰山町不断 1
	峰山庁舎前防災広場	峰山町杉谷 889-1
安、西山、小西、菅、新治	いさなご小学校（グラウンド）	峰山町安 9
二箇、久次、五箇、鱒留	五箇グラウンド	峰山町五箇 1
長岡	長岡小学校（グラウンド）	峰山町長岡 60
菅、新治、二箇、久次、長岡	峰山中ケ丘公園（芝生広場）	峰山町長岡 876
	峰山中ケ丘公園（トラック）	峰山町長岡 876
新町、荒山	峰山中学校（グラウンド）	峰山町荒山 88
	しんざん小学校（グラウンド）	峰山町荒山 1300
内記、丹波、矢田、橋木	丹波グラウンド	峰山町丹波 560

◎福祉避難所

緊急

避難に特段の配慮が必要な避難者の優先的な避難所です。

施設の名称	所在地
峰山総合福祉センター	峰山町杉谷 691
峰山地域公民館	峰山町杉谷 1030

◎地区避難所

緊急

地域の状況により、地元自治会などが開設する自主避難所です。（津波、大規模な火災は想定していません。）

施設の名称	所在地	風水害	地震
2区公民館	峰山町上 46-3	○	×
東地区公民館	峰山町杉谷 383	○	○
安区公民館	峰山町安 637	○	○
菅区公民館	峰山町菅 575-1	○	○
新治公民館	峰山町新治 456-4	○	○
二箇公民館	峰山町二箇 245	○	○
長岡地区公民館	峰山町長岡 95	○	○
内記区公民館	峰山町内記 300	○	○
丹波公民館	峰山町丹波 1022	○	○
赤坂公民館	峰山町赤坂 752	○	○
新町区公民館	峰山町新町 200-14	○	○
橋木作業場	峰山町橋木 984	○	×



◎指定避難所

2次

災害の危険性がなくなるまでの一定期間滞在するため、市が開設する避難所です。

施設の名称	所在地
峰山小学校	峰山町不断 1
いさなご小学校	峰山町安 9
五箇体育館	峰山町五箇 1
長岡小学校	峰山町長岡 60
峰山中学校	峰山町荒山 88
しんざん小学校	峰山町荒山 1300
丹波体育館	峰山町丹波 560



※注意事項

- 自宅からの避難経路等を確認し、安全に避難できる場所を選んでください。
- 大雨により浸水等が発生し、屋外に出ることがかえって危険な場合は、屋内のできるだけ高い場所（2階等）へ避難する「垂直避難」も有効です。

お問い合わせ先



京丹後市

総務部総務課

TEL : 69-0140 / FAX : 69-0901

京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

市長公室峰山市民局

TEL : 69-0711 / FAX : 62-6716

京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

（平成31年3月1日）

災害が起きたら「指定緊急避難場所」へ

災害の危険から緊急に逃れるための場所です

災害が起きたとき、または、災害の危険性が高まったとき、まず逃げる先は、風水害、地震、津波など災害の種類ごとにあらかじめ指定された「指定緊急避難場所」です。

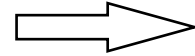
まず、「指定緊急避難場所」に逃げて、自分の命を守ってください。

①大雨・台風など・・・



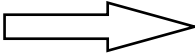
基本姿勢は、
危険になる前の早期の避難

避難所まで
避難できるとき



指定緊急避難場所
(風水害)

避難所まで
避難できないとき

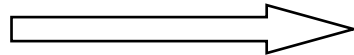


2階以上に避難



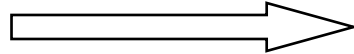
自宅など

②地震・・・



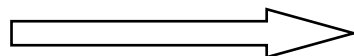
指定緊急避難場所
(地震)

③地震などによる津波・・・



指定緊急避難場所
(津波)

④地震などによる火災・・・



指定緊急避難場所
(大規模な火災)

地域の状況により開設する「地区避難所」

地元自治会などが開設・運営する避難所です

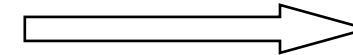
地域の状況により、区などが開設する避難所です。

地区により開設時期が異なりますので、区若しくは市に確認してください。

被災した方が生活をするための「指定避難所」

被災者が避難のために必要な間、滞在するための避難所です

災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する、または、災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する避難所です



指定避難所



「福祉避難所」

要配慮の方が避難していただくための避難所です

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が、緊急避難または避難生活において、何らかの特別な配慮を必要とする人を優先的に受け入れる避難所です。

災害状況により、避難する避難先が異なります。

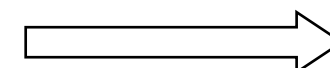
まず、命を守るために

指定緊急避難場所

地区避難所

福祉避難所

被災状況により、
避難生活が必要になったとき



指定避難所